

押印廃止のお知らせ

建築基準法施行規則の改正

(R7年4月1日施行)により確認済証等の様式及び完了検査引受証等の様式から「印」が削除されました。

これにともない、当社で交付する確認済証等へのEMI角印・割印の押印がなくなりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

詳細については以下の通りです。

確認関係		確認済証
中間検査関係	中間検査引受証	中間検査合格証
完了検査関係	完了検査引受証	検査済証
仮使用認定関係		仮使用認定通知書

※表は代表的なものです

株式会社 EMI 確認検査機構